法令実務A「法制執務の基礎」の演習について

㈱ぎょうせい　松尾弘子

改正演習の進め方

今回の演習では、一部改正条例の作成をテーマとして採り上げます。演習の大まかな流れは、次のとおりです。

【研修日程２日目　講義】　※事前準備により記入後の別紙Ａ・Ｂを持参してください。

①　法令文の表現、一部改正の原理等の基本的な事項について説明します。

②　改正規定の書き方については、事前課題の解説を通じて、誤りやすいものについて説明します。

【研修日程２日目、４日目　討議・発表】

グループワークで、一部改正条例案を作成していただきます。

事前準備の内容

改正演習の研修効果をより高めるため、事前準備をお願いします。

【必要時間は、２時間～６時間程度を想定しています。】

Ａ　御自身が所属する地方公共団体の例規集（以下単に「例規集」といいます。）について、次の事項について調査し、別紙Ａに御記入ください。

演習の各班での討議の中で、必要に応じて事前準備で確認した事項を共有していただきます。

①　例規集に登載されている例規の件数

　②　条例の公布手続を定めている規定について

③　経過措置に関する規定について（最近１年以内に公布された条例・規則（ない場合は法令）のうち、経過措置について定めている規定を探してみてください。）

Ｂ　「改正規定」に関する課題 別紙Bに取り組んでみてください。

以上別紙Ａ

※記入欄の行数は、適宜増減していただいて構いません。

①　例規集に登載されている例規の件数

|  |
| --- |
| 　　　　　　　件（　　　　　年　　月　　日現在） |

②　条例の公布手続を定めている規定について

　（有無と、ある場合には以下の(2)～(4)の項目について調査し以下に入力してください。）

|  |  |
| --- | --- |
| (1) 条例の公布手続について定めている条例の有無 | あり　・　なし |
| ある場合 | (2) 題名 |  |
| (3) 公布の方法（記述又はその規定の抜粋） |  |
| (4) その条例につき、改正沿革がある場合にあっては、最近改正の年月日 |  |

③　最近１年以内に公布された条例・規則（ない場合は法令）のうち、経過措置について定めている規定を探してみてください。

（題名と、その経過措置に関する規定を以下に入力してください。）

|  |  |
| --- | --- |
| (1) 一部改正条例等の題名 |  |
| (2) 経過措置に関する規定（経過措置の内容の記述又はその規定の抜粋） |  |

別紙B

次に示す見え消し手入れのように改正されるよう条ごとの改正規定を作ってみましょう。

所属の地方公共団体で用いられている手法（改め文方式・新旧対照表方式のいずれか）で作成してください。

　※　例規集から同様の改正をしている実例を探す作業ではなく、以下に示す見え消し手入れを反映させるための改正規定を起案してください、という趣旨です。

|  |
| --- |
| 見え消し手入れ：例　（・・・・・AAａａ）第２条　・・・・・・・・・・・。２　・・・・・・・・・・・・・。 |
| 改正規定：例▶改め文方式の場合　第２条の見出し中「ＡＡ」を「ａａ」に改める。▶新旧対照表方式の場合

|  |  |
| --- | --- |
| 改正後 | 改正前 |
| （・・・・・ａａ）第２条　略２　略 | （・・・・・ＡＡ）第２条　・・・・・・・・・・・。２　・・・・・・・・・・・・・。 |

※　表の見出し語、左右のどちらに新・旧を配置するか、改正対象字句のない条文を略とするかどうか等については御所属の団体のルールに従い整えてください。 |

題名～第２条　略

　（・・・・・）

第３条　・・・・・ＡＡａａ・・・・・・・・・・・。

２　・・・・・・ＢＢｂｂ・・・・・・・・。この場合において、・・・ＢＢｂｂ・・・・・。

|  |
| --- |
|  |

　（・・・・・）

第４条　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・。

　（１）　・・・・・

　（２）　ＣＣｃｃ

　（３）　・・・・・・・

　（４）　・・・・・・・

　（５４）　・・・・・・・

２　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・。

３　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・。

|  |
| --- |
|  |

　（・・・・・）

第５条　・・・・・ＡＡａａ・・・・・・・・・・・・・・。

２　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・。

　（・・・・）

第６条　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・。

　（・・・・）

第７条　・・・・・・・・・・・ＡＡａａ・・・・・。

　（・・・・）

第８条　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・。

２　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・。ただし、・・・ＡＡａａ・・・・・。

　（・・・・）

第９条　・・・・・・・・・・・ＡＡａａ・・・・・。

|  |
| --- |
|  |

　（・・・・・）

第１０条　・・・・・・・・ＤＤ・・・・ＥＥ（ｆｆ）・・・・・・・。ただし、〇〇については、この限りでない。

　（１）　・・・・・

　（２）　ｇｇ

　（２３）　・・・・・

　（３４）　・・・・・・・

　（４５）　・・・・・・・

　（５６）　・・・・・・・

|  |
| --- |
|  |

　（・・ＨＨｈｈ・・・）

第１１条　・・・・・・・・ＨＨｈｈ・・・・・・・。

２　・・・・・・ＨＨｈｈ・・・・・・・・・・・。

|  |
| --- |
|  |

　（ＪＪ）（ＪＪ）

第１２条　・・・・・・・・・・・・・・・。ただし、次条・・・・・・。

２　・・・・・・・・・・・・・・・・・。

第１３条　・・・・・・・・・・・・・・・。削除

２　・・・・・・・・・・・・・・・・・。

|  |
| --- |
|  |

　（ＫＫ）

第１４条　・・・・・・・・・・・・・・・。

　（１）　ＬＬＬｌｌｌ

　（２）　ＭＭｍｍ

　（３）　ｎｎｎ

　（４）　ｏｏｏ

　（５）　ｐｐｐ

２　・・・・・・・・・・・・・・・・・。

３　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・。この場合において、・・・次に掲げる・・・。

　（２）　・・・・・

　（３）　・・・・・

４　・・・・・・・・・・・・・・・・・。

第１４条の２　・・・・・・・・・・・・・・・。

第１４条の３　・・・・・・・・・・・・・・・。

第１５条　・・・・・・・・・・・・・・・。

　（ＱＱ）

第１５条の２　・・・・・・・・・・・・・・・。

|  |
| --- |
|  |

以下　略

以上